

## 賦課金徴収規程 新旧対照表

現 行	新規(案)
<p>○賦課金徴収規程</p> <p style="text-align: right;">令和4年1月14日 臨時総会</p> <p>日本内航海運組合総連合会(以下「総連合会」という。)は、定款第11条の規定に基づき、次のとおり賦課金を徴収するものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 総連合会は、定款第1条の目的を達成するための費用として、会員から賦課金を徴収するものとする。</p> <p>(賦課金)</p> <p>第2条 賦課金は、第3条に規定する徴収対象船舶(共有船の場合は船舶管理人の場合に限る。以下同じ。)を賦課金の対象船舶とし、内航海運業者が所有する徴収対象船舶に対する賦課金を1号賦課金とする。</p> <p>2 内航運送業者が運航する徴収対象船舶(安全管理規程の対象船舶とする。)に対する賦課金を2号賦課金とする。</p> <p>ただし、内航運送業者が所有する徴収対象船舶は、2号賦課金の対象としない。</p> <p>3 船舶管理業者(専業に限る。以下同じ。)の管理する徴収対象船舶に対する賦課金は、2号賦課金とする。</p> <p>(徴収対象船舶)</p> <p>第3条 徴収対象船舶は、組員が所有又は使用する内航海運業法第3条第1項の登録に係る船舶及び同条第2項の届出に係る20総トン以上の船舶(セットを義務付けられた20総トン未満のプッシャーを含む。)とする。ただし、内航船舶以外の船舶を一時的に内航船として投入した場合の当該船舶については、対象としない。</p>	<p>○賦課金徴収規程</p> <p style="text-align: right;">令和4年1月14日 臨時総会 令和5年6月23日 通常総会</p> <p>略</p> <p>第1条～第12条 略</p>

(賦課金の徴収対象トン数)

第4条 賦課金の徴収対象トン数は、貨物船については載貨重量トン数とし、油送船については立方メートル、曳船については馬力数(以下「徴収対象トン数」という。)とする。徴収対象トンの確認等は、次のとおりとする。

- 一 徴収対象船舶の徴収対象トン数は、載貨重量トン数鑑定書、タンクテーブル等(船舶所有者が造船所に作成依頼したもの)に記載された載貨重量トン数等を徴収対象トン数とする。
- 二 前条のセットを義務付けられた20総トン未満のプッシャーについては、次のとおり算定し、バージの載貨重量トン数と合算したものを徴収対象トン数とする。  
プッシャー:総トン数×1.76

(賦課金の単価)

第5条 1号賦課金の月額単価は、1対象トン数当たり次のとおりとする。

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 曳船                         | 2円 |
| (2) はしけ                        | 2円 |
| (3) 台船                         | 1円 |
| (4) 木船及び100G/T未満の船舶            | 2円 |
| (5) 前(1)から(4)以外の船舶             |    |
| ① 3,000徴収対象トンまで                | 4円 |
| ② 3,000徴収対象トンを超え10,000徴収対象トンまで | 3円 |
| ③ 10,000徴収対象トンを超える分            | 2円 |

- 2 2号賦課金は、前項の(1)から(5)の船舶の徴収対象トン数の単価の1/2とする。  
ただし、同賦課金に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。

(賦課金の納付義務者及び徴収方法)

第6条 1号賦課金の納付義務者は、徴収対象船舶所有者(共有船の場合は船舶管理人)とする。

- 2 2号賦課金の納付義務者は、徴収対象船舶を運航する内航運送業者及び徴収対象船舶を管理する船舶管理業者とする。

3 1号及び2号賦課金の徴収対象船舶を使用する内航運送業者は、当該船舶に係る賦課金を納付義務者より徴収して、総連合会に納付するものとする。

ただし、徴収対象船舶のうち船舶管理者が管理する船舶の賦課金は、船舶管理者が総連合会に納付するものとする。

(賦課金の徴収の軽減または免除)

第7条 徴収対象船舶が、海難等による修理等特別の原因によって、30日以上にわたり不稼働となったときは、総務・財務委員会の審査を経て、理事会の承認を得、期間を定め、1号及び2号賦課金の徴収を軽減、または免除することができるものとする。

2 前項の規定により1号及び2号賦課金の軽減または免除を受ける場合は、その旨を総連合会に申請しなければならない。この場合、公的に証明し得る書類(公的書類が添付できない場合これに準ずる書類)を添付するものとする。

3 総連合会は前項の申請があった場合、審査の結果を申請者に通知する。

(賦課金対象船舶の届出)

第8条 1号賦課金の納付義務者は、徴収対象船舶について本船取得後15日以内に「徴収対象船舶届出書」(様式第1-1号)を所属海運組合経由、総連合会に提出するものとする。ただし、期限を超過し、60日以内に「徴収対象船舶届出書」の提出がない場合は、総連合会は賦課金の請求ができるものとする。

2 2号賦課金の納付義務者は、運航又は管理する徴収対象船舶について本船使用後15日以内に「徴収対象船舶届出書」(様式第1-2号)を所属海運組合経由、総連合会に提出するものとする。ただし、期限を超過し、60日以内に「徴収対象船舶届出書」の提出がない場合は、総連合会は賦課金の請求ができるものとする。

3 第1項の届出書を提出する場合、登録事項証明書の全部事項証明書〔旧船舶原簿謄本(写)〕〔台船・はしけ・バージについては、船舶増加に係る所轄運輸局の受理印のある変更登録申請書(旧事業計画変更認可申請書)または届出書の(写)〕等を添付すること。

(徴収対象船舶の異動等)

第9条 納付義務者は、沈没、解散、海外売船、国内売船により所有する徴収対象船舶に異

動があった場合は、「徴収対象船舶異動届」(様式第 2 号)に次に定める書類を添付して、異動後 15 日以内に提出するものとする。

なお、貸渡先の変更があった場合も同様とする。

一 沈没、解撤、海外売船に該当することになった場合

抹消登録証明書の全部事項証明書(旧船舶原簿抹消謄本(写))〔台船・はしけ・バージについては、船舶減少に係る所轄運輸局の受理印のある変更登録申請書(旧事業計画変更認可申請書)または届出書の(写)〕

二 船舶を国内売船した場合

登録事項証明書の全部事項証明書(旧船舶原簿謄本(写))〔台船・はしけ・バージについては、船舶減少に係る所轄運輸局の受理印のある変更登録申請書(旧事業計画変更認可申請書)または届出書の(写)〕

三 貸渡先変更の場合

「徴収対象船舶異動届」(様式第 2 号)のみ、添付書類は不要。

2 前項第二号において、前条第 1 項及び第 2 項の届出が行われたときは、前項第二号の届出が無くても異動が行われたものと見なす。

3 納付義務者は、徴収対象船舶に変更があったときは、「徴収対象船舶変更届」(様式第 3 号)を 15 日以内に提出するものとする。

(賦課金の請求及び納付)

第 10 条 総連合会は、毎月 1 日現在における当月分の賦課金請求書を作成し、所属海運組合または海運組合連合会を通じ、納付義務者に送付するものとする。ただし、1 号賦課金については、当該内航運送業者を経由して納付義務者に送付するものとする。

2 納付義務者は、前項の請求に係る当月分の賦課金を翌月末日までに徴収対象船舶を運航する当該内航運送業者を通じ、または当該内航運送業者がいない場合、直接所属海運組合または海運組合連合会に納付するものとする。

3 総連合会の会員である海運組合または海運組合連合会は、前項により納付された賦課金を一括取りまとめ、翌々月末日までに総連合会に納付するものとする。

(過怠金)

第 11 条 納付義務者が第 8 条の届出を怠ったときは、本来納付すべき賦課金及びその額

の2倍の過怠金を課することができるものとする。この場合には、第4項の委員会の審査を行うにあたり組合員に対して委員会日の2週間前までにその旨を通知し、十分弁明の機会を与えなければならない。

- 2 総連合会は、過怠金の支払いを怠った組合員について、その組合員の所属する海運組合に対し、当該違反者の除名を勧告することができるものとする。
- 3 前項の勧告を受けた海運組合は、これを尊重しなければならない。
- 4 これに係る審査は、総務・財務委員会で行うこととする。

(延滞金)

第12条 納付義務者が期限までに賦課金の納付をしないときは、納付の期限が到来した日から納付の日まで、日歩4銭の割合で延滞金を所属海運組合または海運組合連合会を通じて徴収できるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年1月14日臨時総会で決定し、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 構造改善対策賦課金徴収要領(平成7年9月29日)により届出がされている徴収対象船舶については、規程第8条による届出が行われるまでは、同条の届出があったものと見なし、納付義務者、徴収対象トン数等の賦課金の徴収に関する事項を引き継ぎ、この規程により賦課金を徴収するものとする。

(船舶台帳の整備)

第13条 総連合会は、内航船舶台帳を作成し、分析等を行うものとする。

(報告書の守秘)

第14条 総連合会は、第8条に基づき届出された個別の内容について守秘する義務を負うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年1月14日臨時総会で決定し、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 構造改善対策賦課金徴収要領(平成7年9月29日)により届出がされている徴収対象船舶については、規程第8条による届出が行われるまでは、同条の届出があったものと見なし、納付義務者、徴収対象トン数等の賦課金の徴収に関する事項を引き継ぎ、この規程により賦課金を徴収するものとする。

附則(令和5年6月23日)

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、令和5年7月1日から実施する。

(改正内容)

第2条 この規程の改正は、第13条、第14条を追加し、この規程に定める様式の一部を変更する。

# 1号賦課金徴収対象船舶届出書

〈 新造／転用／改造・買船 〉

(提出日 年 月 日)

日本内航海運組合総連合会

会長

殿

所属海運組合

(支部名等

)

申請者

住所	〒		
フリガナ			
事業者名			
代表者名			
担当者			
電話番号		e-mail	
登録(届出)番号		登録業態	運送業・貸渡業・船舶管理業

賦課金徴収規程第8条第1項により下記の通り徴収対象船舶を届出致します。

〈 新造／転用／改造 〉・〈 買船 〉 いずれか○で囲んで下さい

船舶番号	フリガナ 船舶名	総トン数	対象トン数 (DW・m3・PS)	船種	船質	主要貨物	進水年月 新造登録 年月日
		G/T		(裏面に表示)	鋼 木	(裏面に表示)	年 月 年 月 日

新造・転用・改造 の場合に記入して下さい

建造造船所	荷役設備	主機出力	使用燃料	航行区域等	主要航路
	(裏面に表示)	kw	1.A重油 2.C重油 3.適合C重油 4.その他( )	(裏面に表示)	

◎ 船種・主要貨物・荷役設備・航行区域等については、プルダウンメニューより選択、もしくは裏面参照の上ご記入下さい。

1号賦課金請求の運送業者に☑を記入して下さい ※

用船形態 (○で囲んで下さい)	運送業者名	※					
自 営  定 用	住所						
	所属海運組合		登録(届出)番号				
	用船開始年月日	年	月	日			
運航委託  裸用船  その他	運送業者名	※					
	住所						
	所属海運組合		登録(届出)番号				

備考	
----	--

## 【ご提出にあたっての注意事項】

- ◎ 重量トン数、載貨容積及び主機関馬力(船舶件名表の計画出力がKW表示のため0.736で除した小数点以下四捨五入の整数PS表示のこ)は、該当する項目だけ記入して下さい。載貨容積は、小数点以下四捨五入とします。
- ◎ 新造／転用／改造申請時は、貨物船関係は載貨重量、油送船関係は容積の鑑定書(写)を添付してください。
- ◎ 登録事項証明書(旧 船舶原簿全部謄本)(写)、曳船については船舶検査手帳の船舶件名表の表紙(写)及び主機関の計画出力の頁(写)も添付してください。
- ◎ 台船、はしけ、バージについては所轄運輸局の受理印のある変更登録申請書〔旧 事業計画変更認可申請書(写)〕または届出書(写)及び船主間の受渡書(写)等を添付して申告してください。
- ◎ プッシャー・バージについては2列並列で記入してください。
- ◎ セットを義務づけられた20総トン未満のプッシャーの対象トン数については総トン数×1.76で算出してください。
- ◎ 所属海運組合欄については運送業者の所属海運組合をご確認の上記入して下さい。

## 【船種・貨物・荷役設備・航行区域等の区分一覧】

### 1. 船種区分

#### ①貨物船

111 一般貨物船(以下に該当しない場合)
151 石材・砂・砂利専用船
152 土砂運搬船
161 石炭専用船
162 コークス専用船
171 セメント専用船
181 石灰石専用船
182 炭酸カルシウム専用船
183 アルミナ専用船
191 台船・はしけ
199 その他特殊船
211 RORO船
311 自動車専用船
312 自動車/貨物兼用船
411 コンテナ専用船
511 曳船

#### ②油送船

701 油送船(以下に該当しない場合)
711 黒船
721 白船
731 油脂船
741 油はしけ
811 ケミカル船
911 高圧液化ガス船
931 耐腐蝕船
951 高温液体船

### 2. 主要貨物区分

#### ①貨物船

111 鋼材	137 パルプ
181 石灰石	211 一般雑貨
121 非金属鉱	411 コンテナ
122 金属鉱	138 塩
124 その他原材料	183 アルミナ
125 スラグ	123 非鉄金属
161 石炭	311 自動車
162 コークス	171 セメント
131 穀物	172 石炭灰
132 肥料	151 石材・砂・砂利
133 りん鉱石	182 炭酸カルシウム
134 飼料	152 土砂
141 機械・プラント	199 産業廃棄物
135 木材	511 その他
136 紙	512 車輛

#### ②油送船

711 黒油	918 プロピレンオキサイド
721 白油	919 その他高圧ガス
731 油脂	931 アスファルト
811 ケミカル	932 硫黄
911 LPG	933 その他高温液体
914 エチレン	951 硫酸
915 塩ビモノマー・VCM	952 苛性ソーダ
916 液体アンモニア	953 塩酸
917 アセトアルデヒド	954 過酸化水素
913 LNG	955 その他耐腐蝕性液体

### 3. 荷役設備

1.ガット設備
2.自動給排設備
3.ランプウェイ
4.セルフアンローダー
5.セルガイド
6.空気圧送設備

### 4. 航行区域等

1.平水
2.限定沿海
3.沿海
4.限定近海
5.近海



## 2号賦課金徴収対象船舶届出書

(提出日 年 月 日)

日本内航海運組合総連合会

会長

殿

所属海運組合

(支部名等

)

申請者		住所	〒		
申請者区分	運送業	フリガナ			
		事業者名			
	船舶管理業 専業 兼業	代表者名			
		担当者			
		電話番号		e-mail	
		登録(届出)番号		登録業態	運送業・貸渡業・船舶管理業

◎ 該当する申請者区分を○で囲ってください。船舶管理業の方は専業か兼業か選んでください。

下記賦課金徴収対象船舶について変更がありましたので、下記の通り届出致します。

用船/管理 年 月 日	開始	解除	船舶番号	フリガナ 船舶名	GT	対象トン数 (DW・m <sup>3</sup> ・PS)	船主名 (所属海運組合)

◎ 用船または管理の開始、解除の別は上記該当欄に○をつけてください。

◎ 記入欄が不足した場合は、別紙を添付してください。

備考	
----	--

賦課金徴収対象船舶異動届  
( 沈没・解撤・海外売船及び貸渡先の変更等 )  
(提出日 年 月 日)

日本内航海運組合総連合会

会長

殿

所属海運組合

(支部名等

)

申請者	住所	〒		
	フリガナ			
	事業者名			
	代表者名			
	担当者			
	電話番号		e-mail	
	登録(届出)番号		登録業態	運送業・貸渡業・船舶管理業

下記賦課金徴収対象船舶について異動がありましたので、次の通り届出致します。

1. 海難・沈没 / 解撤 / 海外売船 の場合 (いずれか○で囲んで下さい)

船舶番号	フリガナ 船舶名	総トン数	対象トン数 (DW・m3・PS)	日割り請求先 (記入なき場合は現時点での請求先)
		G/T		オペ経由・船主直接
海難・沈没発生日 / 解撤完了日 / 海外売船受渡日			海難発生場所 / 解撤場所及び施設名 / 売船先国名	
年 月 日				

※添付書類(1. 2. 共通)

登録事項証明書の一部事項証明書[旧 船舶原簿謄本](写)。台船・はしけ・バージについては所轄運輸局の受理印のある変更登録申請書及び変更登録通知書[旧 事業計画変更認可書](写)又は届出書(写)及び船主間の受渡書(写)

2. 国内売船の場合

船舶番号	フリガナ 船舶名	総トン数	対象トン数 (DW・m3・PS)	売 船 日
		G/T		年 月 日
売船先名			代表者名	
住 所			電話番号	
所属海運組合				

3. 貸渡先変更の場合( 用船解除・開始 ) (○で囲んで下さい)

※添付書類なし

船舶番号	フリガナ 船舶名	総トン数	対象トン数 (DW・m3・PS)	旧 貸渡先解除日
		G/T		年 月 日
新規貸渡先名			代表者名	
住 所			電話番号	
所属海運組合		新規貸渡日	年 月 日	
備 考				

- 上記1. 2. 3の異動届けについては15日以内に提出するものとし、届出のない場合は従来通り取扱うものとします。
- 船名等本船の内容変更の場合は、別紙変更届(第3号様式)で申告して下さい。

賦課金徴収対象船舶変更届

(提出日 年 月 日)

日本内航海運組合総連合会

会長

殿

所属海運組合

(支部名等

)

申請者	住 所	〒		
	フリガナ			
	事業者名			
	代表者名			
	担当者			
	電話番号		e-mail	
	登録(届出)番号		登録業態	運送業・貸渡業・船舶管理業

下記賦課金徴収対象船舶について変更がありましたので、次の通り届出致します。

対象船舶

船舶番号	フリガナ 船舶名	総トン数
		G/T (会社名変更/ 個人の法人化のみ の場合は記入不要)

〈 変更事項 〉該当する項目のみ記入してください。

事 項	新	旧
フリガナ 船 名		
会社名 / 個人事業主の場合 は個人名(個人の法人化)		
登録(届出)番号		
登 録 業 態	運送業・貸渡業・船舶管理業	運送業・貸渡業・船舶管理業
そ の 他		

- ◎ 船名、会社名等の変更については登録事項証明書の全部事項証明書[旧 船舶原簿全部謄本](写)、届出受理証(写)、船舶検査手帳の表紙(写)及び変更事項が記載されている頁(写)等を添付してください。
- ◎ 台船、はしけ、バージについては所轄運輸局の受理印のある変更登録申請書[旧 事業計画変更認可申請書](写)または届出書(写)及び船主間の受渡書(写)等を添付してください。

備 考	
-----	--